

事務事業名	第3子以降保育料免除事業				担当	健康福祉部 児童家庭課 保育係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8181		
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 真岡市男女共同参画社会づくり計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	真岡市私立幼稚園第3子以降保育料特別援助事業補助金交付要綱、真岡市第3子以降保育料免除事業実施要綱						☒ 単年度繰返（開始年度 H14 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	10. 教育費	1. 教育総務費	2. 事務局費	☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
事業概要	子育て期にある多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の保育料を全額免除する事業。 【私立幼稚園第3子以降保育料特別援助事業】（市単独） 私立幼稚園に第3子以降が在園している場合に、世帯の所得に応じて補助金を支給して保護者の経済的負担を緩和する市単独事業である。 【第3子以降保育料免除事業】（県・市補助事業） 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所に入所している第3子以降の保育料の免除 国による幼児教育無償化の取組で、所得制限により対象とならない児童の保護者の保育料を無償化する。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段、(主な活動)				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
28年度実績 【私立幼稚園第3子以降保育料特別援助事業】 第3子以降が在園している園児の保護者に対して補助金を交付。 幼稚園奨励費の制度変更により多子計算時における年齢制限を撤廃 【第3子以降保育料免除事業】 幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育施設に通う児童で、国の制度で対象とならない第3子以降の保育料を県・市の制度で無償化。 県・市制度：年収360万円以上の世帯で国が無償化しない3歳から5歳の第3子以降の保育料を無償化。 第3子以降の世帯の第1子目の年齢制限を拡大して、18歳までとして対象となる児童の保育料の免除				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	私立幼稚園第3子以降補助金額	千円	1,639	1,870	818	38	38
				イ	保育料を免除した金額	千円	15,260	13,261	16,944	57,807	60,000
				ウ							
				エ							
				オ							
29年度計画 H28年度と同じ											
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 幼稚園・保育所・認定子ども園・小規模保育施設等に通う第3子以降の児童				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	免除対象目標数（総合戦略）A	人				500	500
				イ	就学前児童数（4月1日現在）	人	4,468	4,405	4,396	4,282	4,291
				ウ							
				エ							
				オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 子育ての支援策として、第3子以降にかかる保護者の経済的負担を軽減する				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	第3子以降の免除対象児童数B	人				497	500
				イ	私立幼稚園第3子以降保育料特別援助事業（補助対象者数）	人	170	187	86	4	4
				ウ							
				エ	第3子以降保育料免除事業対象者数	人	96	89	111	319	330
				オ							
④結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） ・市民が安心して子どもを生育てられる環境を整える ・多子世帯の経済的負担の軽減				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	子どもを育てる環境が整えられたと感じる保護者の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				イ	免除された対象者の割合B/A	%				99.4	100
				ウ							
				エ							
				オ							
②総事業費の推移											
				単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)		
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
			県支出金	千円	7,630	6,677	8,472	28,904	30,000		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	10,112	8,554	9,289	28,942	30,100		
			事業費計（A）	千円	17,742	15,231	17,761	57,846	60,100		
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
			延べ業務時間	時間	100	100	80	250	250		
			人件費計（B）	千円	406	422	335	1,038	1,038		
	トータルコスト(A)+(B)			千円	18,148	15,653	18,096	58,884	61,138		
③事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。				【私立幼稚園第3子以降保育料特別援助事業】（市単独費） 少子化対策のために、平成14年度から市単独事業として、同時在園とならない場合でも第3子以降の子どもを私立幼稚園に就園させた場合に、世帯の所得に応じて補助金を支給するもの。 【第3子以降保育料免除事業】（県事業：1/2） 多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成14年度から県事業として第3子以降の保育料を免除するもの。（県1/2）							
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？				国にる幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みにより、国で実施の多子世帯の軽減措置に加え、所得制限により、国の軽減措置の対象とならない世帯に対して、平成28年度より県・市の事業拡充により、年齢制限を第1子小学3年生以下から18歳以下に拡大して保育料を無償化。							
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？				保育料の免除により多子世帯の負担軽減が図られ、子育て世代の支援に繋がる。							

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 本市の基本方針である、子育て支援・幼児教育の振興に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 国による施策に合致した事業であり、子育て支援・幼児教育の振興策である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 県・市で定めた制度に従って実施している事業である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 子育て支援を行っている。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 保護者の経済的負担の軽減を目的とした事業であり、廃止・休止は困難である。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 少子化対策のための補助事業であり、削減は保護者の経済的負担を増大させることになる。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 補助金交付に関わる事務のみで、これ以上の削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 県・市の基準で定められた内容に従って実施している事業である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								